省令

○総務省令第百一号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

総務大臣　金子　恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　［略］ （経過措置） 2　この省令の施行の日前に建造された船舶（建造に着手されたものを含む。）であって、同日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五の規定による型式承認を受けた航海情報記録装置を備えているものの義務船舶局については、当該航海情報記録装置の設置が継続する限り、第一条の規定による改正後の施行規則第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	**附　則** （施行期日） 1　［同上］ （経過措置） 2　この省令の施行の日前に建造された船舶（建造に着手されたものを含む。）であって、同日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた航海情報記録装置を備えているものの義務船舶局については、当該航海情報記録装置の設置が継続する限り、第一条の規定による改正後の施行規則第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。